

未利用土地の処分要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する土地のうち、将来において公用若しくは公共用として単独利用が困難な土地及び代替地として不相当と認める土地で競争入札による処分が適さないもの(以下「未利用土地」という。)の処分について、財産の効率的運用を図り、公平性、経済性を配慮し、適正な処分をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(処分対象土地)

第2条 未利用土地として処分できるものは、普通財産のうち次の各号に定める土地とする。

- (1) 形状が不整形で、別に定めた条件に該当する1区画200㎡未満の土地
- (2) 形状は整形であるが、別に定めた条件に該当する1区画150㎡未満の土地
- (3) 市との土地貸借契約に基づき、賃借人が住宅を建設し、現に生活の本拠として20年以上居住の用に供している土地で、第1号または第2号に準ずる土地
- (4) 前各号に定めるもののほか、市有地対策調整会議の承認を得た土地

(譲渡対象者)

第3条 前条の土地の譲渡対象者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 処分土地の隣接地所有者
- (2) 処分土地の隣接地所有者の承諾を受けた者
- (3) 前条第3号の土地については、賃借人

(譲渡価格)

第4条 有償譲渡として、その価格は、公示価格、売買実例等により適正に評価した価格とする。

付則

この要綱は、昭和58年11月14日から施行する。

付則(一部改正)

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

付則(一部改正)

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付則(一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。